



米子市長定例記者会見資料	
令和5年10月13日	
担当課 (担当者)	市民税課 長谷川 和史
電話 (0859) 23-5110	

報道機関 各位

西部県税事務所の米子市役所本庁舎への移転について

このたび、鳥取県西部県税事務所が鳥取県西部総合事務所から米子市役所本庁舎2階へ移転し、市税・県税の手続きや相談を同フロアで行います。類似業務を行う組織を近接配置することで、庁舎整備・運営にかかるコスト低減だけでなく、住民サービスの向上や業務の効率化、税務職員の人材育成などが期待されます。

1 業務開始日

令和5年10月16日(月)

2 移転場所

米子市役所本庁舎2階(別紙のとおり)

3 移転部署

鳥取県西部県税事務所(課税課、収税課)

4 主な業務内容

<西部県税事務所>

- ・課税課：法人県民税、法人事業税、個人事業税、不動産取得税、狩猟税、軽油引取税(免税軽油)、ゴルフ場利用税の課税
- ・収税課：県税納税証明発行、窓口収納、還付金、個人県民税、納税貯蓄組合、口座振替、自動車税の課税、自動車税を含む県税の徴収、納税相談

<市税担当部署>

- ・市民税課：市税に係る証明発行、個人住民税、法人市民税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税の課税、原付等標識の交付
- ・固定資産税課：固定資産税の課税、償却資産の申告
- ・収納推進課：市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の徴収、市税等の納税(納付)証明発行、窓口収納、納付相談

5 開始式について

移転する初日に開始式を行います。

(1) 日程 令和5年10月16日(月) 午前9時から

(2) 場所 本庁舎2階 エレベーター前ホール

(3) 出席者

米子市 市長 伊木 隆司、市民生活部長 藤岡 真美、
市民生活部次長 長谷川 和史

鳥取県 副知事 亀井 一賀、県税事務所長 遠藤 忠敏

(4) 式内容

看板除幕、挨拶、決意表明、記念撮影

6 問い合わせ先

- ・西部県税事務所移転に関すること
市民生活部市民税課 担当 長谷川 (0859) 23-5110
- ・開始式に関すること
総務部調査課 担当 畠中 (0859) 23-5306

